

9 会議録

会議の経過

(開会 午前10時00分)

○森本副委員長

それでは、これから本日の委員会を開きます。

昨年の第4回定例会において本特別委員会に付託となった土幌町第7期町づくり総合計画の策定についての審査を行います。

特別委員会の運営について特段のご協力をお願いいたします。

お諮りします。付託を受けた土幌町第7期町づくり総合計画の策定についてに対する議会の議決対象は、基本構想のみであります。関連があるため基本計画についても説明を求めています。Ⅰ、はじめにからⅢ、重点施策については、昨年の第4回定例会において副町長から提案説明の中で説明を受けておりますので、本日は土幌町第7期町づくり総合計画の総括説明、その後関連する基本計画についての説明を受け、基本構想及び基本計画、併せて質疑を行いたいと思います。

基本計画については、目標ごとに説明を受け、質疑を行い、全体の質疑終了後、討論、採決を行いたいと思います。なお、概要説明は、項目ごとに主としている代表の所属長が項目順に行いますが、質疑に対する答弁は各担当所属長に求めます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○森本副委員長

異議なしと認めます。

よって、審査は、ただいまお諮りした方法で行うことに決定しました。

それでは、土幌町第7期町づくり総合計画の総括説明を求めます。副町長。

○亀野副町長

それでは、土幌町第7期町づくり総合計画の趣旨及び概要について説明を申し上げます。

第7期町づくり総合計画案につきましては、昨年6月に町民会議に専門部会を設置した後、住民アンケートの結果などを踏まえながら5つの部会に分かれて慎重な検討、協議を経て幹事会及び全体協議を重ね、昨年11月25日に町民会議から答申をいただいたところでございます。その答申に基づきまして昨年の第4回定例町議会に提案を申し上げ、本日の特別委員会によって審議の運びとなったところでございますが、それに先立ちまして今までのビジョンも含めた第7期町づくり総合計画の基本的な考え方について概略を申し上げます。

本町の町づくり総合計画は、昭和30年代に新農村建設計画を策定して以来、昭和40年代に第1期としまして生産基盤の確立、昭和50年代には第2期、生産と環境整備の充実、昭和60年代当初から平成にかけては第3期として生産の拡充を図りながらも、さらに精神分野の充実について要素を加え、平成8年からの第4期では経済的な豊かさに加え精神的な豊かさを持ち、生産、暮らし、心に至る豊かな農村と題して取り組んでまいりました。平成18年からの第5期は、農業を核とした豊かな町、協働する町、活力のある町を目指し、平成28年からは第6期として先人が築き、私たちが守り育てた本町の魅力を伸ばし、改め

るべきところは改め、今も未来も輝き続ける町を創出するとして取り組んできたところがございます。また、この間町制100周年を迎えることができ、歴史に新たな1ページを刻んだところがございます。

このたびの町づくり総合計画に当たりましては、テーマを誰もが関わりたくなる農村ユートピアしほろと掲げまして、近年の人口減少下においても令和17年度の人口5,311人を目標とし、第3期土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の観点も含めた様々な施策を総合的に展開しながら、土幌に関わり、関心を寄せる人たちを増やし、それぞれが幸せを感じながら、穏やかに過ごせる農村ユートピアであることを目指すために基本目標として6つの目標を設定し、それぞれの関連する分野において取組を進めてまいります。

1つ目は、教育や文化、スポーツ関係としまして、こどもの笑顔が広がり、みんなで学びやスポーツを楽しめるまち、2つ目は健康寿命の延伸を目指し、健康や福祉関係としまして、心身の健康づくりと支え合いで、安心して暮らせるまち、3つ目は持続可能な循環型社会を目指すため環境エネルギー関係として、豊かな自然を守り、持続可能な環境へと育てるまち、4つ目は土地利用、道路、防災関係としまして、安全に住み続けられる生活環境があるまち、5つ目は農業、商業、観光関係ですが、働く場があり、活力やにぎわいを感じられるまち、最後に6つ目といたしまして人口減少社会においても地域活動が継続されるよう協働や世代を超えた多様な方々との関わりづくりや厳しい財政状況下での行財政運営の関係として、持続可能なまちづくりに向けて、みんなで考え、行動するまちを掲げたところがございます。

以上、6つの基本目標があり、重点施策につきましては総合戦略との位置づけもあることから、施策内容につきましては状況に合わせて毎年内容を見直し、調整を図りながら進めていくこととしておりますので、委員各位の率直なご意見等を賜り、ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上、提案に当たりましての総括説明といたします。

○森本副委員長

次に、基本目標1、こどもの笑顔が広がり、みんなで学びやスポーツを楽しめるまちについて説明を求めます。幼児教育課長。

○郷原課長

幼児教育課長、郷原より1—1、こども・子育て支援についてご説明いたします。

26ページを御覧ください。関連する個別計画は記載のとおりです。

施策の背景、現状、課題についてご説明をいたします。初めに、施設の老朽化や共働き世帯の利用者数増加などに伴い、認定こども園及びこども発達センターを一体的に移転新築し、令和8年度から運用を開始いたします。新たな施設では、安全で快適な環境を提供するとともに、幼児教育、保育、療育、それぞれの質の向上を図ることが必要で、また保護者がこども園と共に乳幼児を育てるという意識を高めるための支援や情報交換、子育て支援や発達相談に関する情報提供など、地域の子育て拠点としての中心的な役割を担う必要があります。

次に、学童保育所は、小学校区ごとに町内の社会福祉法人に運営を委託しております。

子ども交流センターでは学童保育所と放課後子ども教室の教室の双方を実施。児童が学童保育で安心、安全に過ごせる環境づくりとともに、共働き世帯の利用増加による開所時間延長などについて関係機関と連携、協議することが必要であります。

以降につきましては、町内の認可保育所との連携、小学校への円滑な接続ができる取組、こども基本法の施行を受けこども・子育てに関わる経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯への支援の拡充、全国的な児童虐待件数の急増、虐待死などの事件の発生を受け児童虐待が児童福祉上の緊急課題となっており、迅速に対応することが重要であります。

次に、これら課題解決に向けた施策と主な取組についてであります。27ページを御覧ください。初めに、(1)、こども・若者の声や保護者の悩みを聞く機会の充実では、こども、若者の権利を尊重し、声を聞く機会の創出や保護者の相談支援の充実に努めます。また、こども家庭センターよすがの利用推進により母子保健と子育て支援の連携を強化し、特定妊婦及び要支援家庭への切れ目のない支援の充実と努めるとともに、虐待等の未然防止、発生時の早期発見と迅速な対応に努めます。主な取組内容は記載のとおりであります。

次に、(2)、幼児教育・保育環境の充実では、地域の子育て支援の拠点として認定こども園の運営を行うとともに、小学校への円滑な接続ができるよう幼児教育を進めます。主な取組内容は記載のとおりです。

次に、(3)、子育て家庭の負担軽減では、士幌町こども計画及び士幌町子ども・子育て支援事業計画に基づいた事業のほか、支援を必要とするこども、若者、子育て当事者への支援を進めるとともに、地域で安心して生活できる環境の整備に努めます。主な取組内容としては、こども・子育て支援事業の実施のほか、児童手当の継続、子育て支援祝い金の支給、子ども医療費の助成の継続などあります。

次に、(4)、こどもの居場所づくりの推進では、こどもが安全に過ごせる居場所の確保に努めます。主な取組内容は、子ども交流センターの運営や学童、放課後子ども教室の実施、児童の安全確保など、安全面への配慮であります。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長
教育課長。

○川岸課長

1-2、小学校、中学校について教育課長、川岸よりご説明いたします。

28ページの小学校、中学校の施策の背景でございますが、町内には小学校3校、中学校1校があり、士幌小学校及び士幌町中央中学校では少人数学級を実施、中士幌小学校と上居辺小学校では一定規模での授業実施のため集合学習を実施しているほか、小学校3校の交流も実施しています。こどもたちが自らの考えを持ち、自立し、他者と共生し、たくましく生きていくためには、基礎的、基本的な知識、技能などの定着が求められており、小中9年間を見通した質の高い分かる授業づくりが必要となります。特別な支援が必要な児童生徒については、特別支援学級を開設していますが、個に応じた教育支援の充実が求められている一方で、インクルーシブ教育の充実が求められています。また、健康、体力や運動能力の向上を図るため、スポーツ少年団活動や部活動に対しては積極的に支援を進め

るとともに、部活動においては地域の実態を踏まえた地域展開の推進が求められています。

学校現場で働く教職員に対しては、主体的、対話的で深い学びができる授業、自らの資質向上を目指すことへの理解促進が求められる一方、学校における働き方改革を進めることが必要となります。

さらに、学校と家庭、地域、関係機関が連携し、開かれた学校づくりや児童生徒の安全、安心な環境づくりに努めており、地域交流では岐阜県美濃市との交流や千葉県鎌ヶ谷市との交流を実施しております。

29ページに移りまして、施策と主な取組内容としましては、(1)の教育環境を支える施設、設備等の整備では、学校施設、設備の改修、更新などに取り組みながら、児童数の推移を踏まえ、学校施設、設備やスクールバスなどの改修や更新を計画的に進めてまいります。

(2)の「確かな学力」「豊かな心」の育成では、分かる授業の実施などに取り組みながら、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、組織的な授業改善などに努めてまいります。

(3)のいじめや不登校の未然防止、早期対応では、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の徹底を図りながら、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

(4)の特別支援教育の充実では、指導体制の充実を図りながら、インクルーシブ教育の充実などに努めてまいります。

30ページに移りまして、(5)の「健やかな体」の育成では、学校給食の充実などに取り組みながら、学校における食育の推進に努めるとともに、体育授業や部活動などを通じて健康、体力や運動能力の向上を促進してまいります。

(6)の指導体制、学校運営体制の充実では、学校行事などの教育活動のスリム化などに取り組みながら、教育の資質の向上に努めるとともに、働きやすさと働きがいと両立させた学校運営体制の充実や環境整備を進めてまいります。

(7)の地域と連携した学校運営の推進では、地域、保護者の願いや思いが的確に反映される学校評価の改善などに取り組みながら、学校運営協議会と連携、協力し、開かれた学校づくりに努めてまいります。

(8)の安全教育の推進と安全・安心な学習環境の確保では、学校安全マップの見直しなど登下校時の危険箇所の把握と啓発などに取り組みながら、地域、関係機関などと連携し、通学路を含めた児童生徒の安全管理に努めてまいります。

(9)の都市交流の推進では、次代を担う子どもたちの知見を広めるため、交流事業の充実などに努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長
高校事務長。

○杉山事務長
高等学校事務長、杉山より31ページ、1—3、高等学校、修学支援についてご説明いた

します。

施策の背景ですが、1つ目は町立の職業高校の利点を生かし、士幌町全体を学びの場とした食、農、環境などの教育活動を通して、地域農業が抱える課題の解決や地域産業の創造と発展に協働的に取り組んでおります。

2つ目は、農業経営や農業の多面的な機能について学ぶアグリビジネス科と食品加工、流通、食品衛生に関する基礎を学ぶフードシステム科を設置、生産から加工、販売、商品開発など一貫して学ぶことができるカリキュラムを編成しております。

3つ目は、農業クラブ活動として士幌高校の魅力を発信していく志プロジェクトに取り組んでおります。

4つ目として、校舎は50年、食品加工研修センターは20年経過し、農業施設や機材の老朽化が進み、施設や設備の改修や更新など必要となってきました。

5つ目は、魅力ある学校づくりとともに多様な生徒への支援が求められており、生徒や保護者、地域に広く本校の魅力を伝えることが必要であります。

施策と主な取組内容につきましては、(1)、特色ある教育課程の充実では、各学科の特色を生かして魅力ある教育活動や地域に根差した活動を推進し、国際化や情報化社会に対応できる人材育成に努めていきます。

32ページをお開きください。(2)、農業教育の推進では、町立の職業高校として魅力ある農業教育を推進するとともに、最先端の農業技術の導入や安全で安心な時代のニーズに即応した取組を行っていきます。

(3)、高校の魅力発信、高校生活の支援では、入学者の確保を目指し、高校の魅力を広く伝えるとともに、経済的負担の軽減に努めていきます。

(4)、高校生世代、大学生への修学支援では、専門学校や大学などに進学した生徒への支援や家庭の経済状況にかかわらず誰もが学べる修学支援に努めていきます。

主な取組内容につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長
教育課長。

○川岸課長

それでは、1―4、生涯学習について教育課長、川岸よりご説明いたします。

33ページの生涯学習の施策の背景であります。生涯学習では生涯学習講座をはじめ研修会、出前講座などを開設し、様々な学習機会を提供しながら、多くの方が望む学習や学びの機会の情報が広まる仕組みが必要となっています。また、住民が経験や活動によって身につけた知識や技術、技能などを住民の生涯学習活動の場で生かすため生涯学習支援バンク制度がありますが、町外からの人材も含めリーダーの発掘、養成に努めていくことが必要となっています。

下段の施策と主な取組内容としましては、(1)の生涯学習を推進する体制の充実では、住民と行政との情報交換、関係各課と情報共有や意見交換などを行いながら、生涯学習を率先する地域リーダーの発掘、養成に努めてまいります。

(2) の生涯学習を推進する環境の充実では、生涯学習に関する各種団体、各種サークルの活動支援を行いながら、より多くの方が望む学習を提供し、いつでも、どこでも、誰もが生涯学び合える環境づくりに努めてまいります。

続きまして、34ページの社会教育の施策の背景でございますが、多様な学習機会を提供し、家庭環境へのきめ細かい配慮や支援に取り組み、地域ぐるみで子どもたちを育むことが必要となっておりますが、子ども、保護者ともにフォローをしていく取組が必要となります。さらに、時代に合った青年活動と参加しやすい環境づくりや女性団体の活動、主体的な学習会などの開催を支援し、担い手育成と活動への理解を幅広く得るための取組が必要となります。また、高齢者対象の柏樹学級などでは、スポーツ活動、ボランティア活動、さらには世代間交流活動などを展開し、活動が固定化しないよう取り組んでいくことが必要となり、図書館では利用者のニーズに応える資料の収集などや本に触れる機会の拡充に努め、拠点施設となる総合研修センターでは老朽化による修繕箇所が増加しており、維持管理を含めて管理運用について検討していくことが必要となります。

35ページに移りまして、施策と主な取組内容としましては、(1) の少年教育の充実では、放課後のこどもの居場所の提供を図りながら、多様な体験活動などこどもを対象とした事業内容の充実にも努めてまいります。

(2) の青年教育の充実では、学習機会の提供などを通じて積極的な投資を図りながら、業種の枠を超えた交流や活動促進につながる学習機会などの提供、支援に努めてまいります。

(3) の成人一般教育の充実では、自主的な学習活動を推進する学習体制の整備を図りながら、まちづくりの人材の育成につながる学習や学んだことが地域に還元できる学習の機会の提供に努めてまいります。

(4) の家庭教育の充実では、新たな課題に対応した学習機会の提供を図りながら、保護者が安定した家庭の役割を担い、子育てに取り組んでいくための学習の場の提供や情報提供に努めてまいります。

(5) の女性教育の充実では、関係機関と連携、協力した学習機会の提供を図りながら、士幌町男女共同参画基本計画に基づき関係機関などと連携し、女性が主体的に学ぶ機会の提供や女性団体の活動支援に努めてまいります。

(6) の高齢者教育の充実では、高齢者に対する学習機会の提供を図りながら、新たな仲間や生きがいを得ることにつながる機会の提供に努めてまいります。

(7) の社会教育施設の充実では、総合研修センター、図書館、公民館など社会教育施設の有効活用、適切な維持管理に努めるとともに、町内の学習施設の有効活用やより一層の町民への発信力につながる取組を行い、あらゆる場面で本に触れる機会の拡充に努めてまいります。

続きまして37ページの1-6、スポーツの施策の背景でございますが、住民一人ひとりが健康で体力づくりを目指して何らかのスポーツを実践する町民一人一スポーツ運動の推進に努めてまいります。町内では、スポーツ少年団から成人のスポーツグループまで各種スポーツ活動が行われていますが、指導者不足や人員不足などが課題となっており、指導者の育成と就学前の子どもたちにスポーツに関心を持ってもらえる取組が必要となります。また、町内にはすこやか体育館、トレーニング室、野球場、サッカー場などのスポー

ツ施設があり、各種スポーツ活動などに利用しているほか、学校体育施設の開放も行っております。令和2年度にはれいわパークゴルフ場が全面オープンしていますが、施設によっては老朽化による改修工事なども予想され、施設の維持管理も含めた計画的な施設整備が必要となります。

38ページに移りまして、施策と主な取組内容としましては、(1)のスポーツ活動を進める体制の充実では、スポーツ推進委員をはじめ各種指導者の育成、確保に取り組みながら、スポーツ指導体制の充実とともに持続可能な推進体制づくりに努めてまいります。

(2)のスポーツ活動への参加促進では、各種スポーツ教室や大会などを実施しながら、スポーツ活動や体力づくりへの関心を高める機会をつくり、参加の促進に努めてまいります。

(3)のスポーツ関連施設の整備では、スポーツ関連施設の整備、維持管理に努めるとともに、学校体育施設の開放など既存施設を効率的かつ有効に利用することができるように努めてまいります。

続きまして、39ページの1-7、文化、芸術の施策の背景でございますが、町内には文化協会加盟団体や自主サークルなどの文化活動団体がありますが、高齢化による会員減少などが見られ、後継者の育成や会員の確保が課題となっています。町内には岐阜県美濃市の農民によって最初の開墾が行われた中土幌地区に伝統農業保存伝承館と美濃地方特有の農家様式を用いた美濃の家があります。郷土芸能としては、土幌高原太鼓愛好会が児童から青年まで活動を行っています。今後も郷土芸能として活動が継続できるよう後継者の育成などを積極的に検討する必要があります。

下段の施策と主な取組内容としましては、(1)の文化活動への参加促進と自主的な活動の支援では、芸術、文化団体の活動に対する援助、育成を行います。

(2)の芸術文化鑑賞の機会の充実では、芸術文化を鑑賞する機会の提供に努めてまいります。

(3)の郷土芸能、文化財の保存、継承では、郷土芸能の継承とともに本町の歴史を継承する施設や文化財の保存に努め、郷土の歴史や文化を次代に伝えていきます。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長

説明が終わりましたので、基本目標1、こどもの笑顔が広がり、みんなで学びやスポーツを楽しめるまちについて質疑に入ります。ございませんか。

(なしの声あり)

○森本副委員長

これで基本目標1、こどもの笑顔が広がり、みんなで学びやスポーツを楽しめるまちの質疑を終了します。

基本目標2、心身の健康づくりと支え合いで、安心して暮らせるまちについて説明を求めます。保健福祉課長。

○佐藤課長

2-1、保健、健康づくりにつきまして保健福祉課長、佐藤よりご説明申し上げますの

で、40ページをお開き願います。

関連する個別計画につきましては、健康イキイキしほろ21計画ほか記載のとおりでございます。

初めに、施策の背景でございますが、全ての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な町の実現を基本目標とした健康イキイキしほろ21を核に、各保健事業計画を策定し、医療や福祉と連携を図りながら、住民主体の健康づくりを展開してまいりました。

次に、健診受診率の向上が課題となっておりますが、特定健診受診率は令和元年度51.5%から令和5年度53.2%に向上しております。また、特定健診とがん検診を同時に受診できるようにすることなどで受診率を60%を目標に向上に努めてまいります。

新型インフルエンザ等対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策経験から、平時からの備えと危機時の機動的な対応の両輪で進める必要を実感したところでありますので、感染症危機が発生した際は国の決定する基本方針に基づき、道と連携し、的確に対策を実施する必要が新たな課題となっております。

施策と主な取組内容でございますが、(1)、健康づくりを推進する総合的な体制の整備では、健康に関する相談窓口の充実とともに保健、医療、福祉サービスのネットワークづくりを進めてまいります。主な取組内容といたしましては、定例健康相談など窓口の充実、保健医療福祉総合推進協議会や地域ケア会議などの設置でございます。

(2)といたしまして、生活習慣病の予防、重症化の予防では、生活習慣病の予防に努めるとともに、受診を促す意識啓発や環境づくりを進めてまいります。主な取組の内容は、上から4つ目、健診結果説明の実施など記載のとおりとなっております。

次に、(3)、健康づくりにつながる活動の推進では、健診事後指導體制の充実に努めるとともに、健康づくりにつながるウォーキングなど継続的な運動習慣の普及に努めてまいります。また、妊娠期から子育て期にわたるまで母子ともに健やかに過ごせるよう支援を続けてまいります。主な取組内容は記載のとおりでございます。

次に、(4)、こころの健康づくりの推進及び(5)、感染症予防対策につきましては、各種策定いたしました計画を基に取組を実施してまいります。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長

国保病院事務長。

○増田事務長

続きまして、42ページ、2-2、医療について病院事務長、増田よりご説明いたします。

現状や課題の現状ですが、現在入院病床は一般50床で、外来では内科を中心に診療しているほか、外部からの非常勤医師により小児科や整形外科、眼科、泌尿器科などの専門外来を実施しております。また、救急告示病院としての救急対応、人工透析10床、訪問診療、訪問看護を実施しているほか、各種検診事業、予防接種業務なども行っており、入院や外来の患者数の増加のため、他医療機関からの転院受入れにも取り組んでおります。課題としましては、継続、安定した医療供給のための医師など医療従事者の確保に苦慮しているという現状でございます。

43ページ、施策と主な取組内容でございますが、3つ掲げております。(1)、国保病院の運営では、効率的な運営に努め、公立病院として持続可能な経営を目指して、現在も実施しておりますが、帯広等の医療機関への訪問による当院への紹介依頼ですとか地域医療連携担当による転院相談などにより入院、外来患者の増加に努めておりますので、引き続き帯広などの医療機関で急性期治療を終えた回復期、慢性期の患者を当院で入院、外来受診の受入れ増加を図ります。また、救急告示病院としての体制維持にも努めてまいります。

(2)、安全・安心で質の高い医療の供給ですが、患者が安心して受診できる体制づくりが重要でありますので、医師をはじめとした医療従事者の安定確保に努め、信頼される医療の提供を目指して、かかりつけ医、救急対応など地域住民の医療需要に応える体制整備、それから将来の担い手確保に向け、総合診療医を目指す臨床研修医の受入れ態勢の整備、それから各種マニュアル活用による事故防止や感染拡大防止に向けた取組、こちらは現在も進めておまして、研修会なども年2回実施しておりますので、引き続き感染防止に努めてまいります。それから、検査や治療方針など内容の十分な説明による患者本人やご家族への同意に努めるインフォームド・コンセントの充実に取り組んでまいります。

(3)の「福祉村」の形成では、福祉村で求められる中心的な役割を果たすため、こちらも現在実施しております訪問診療ですとか訪問看護の取組、また施設等からの検診や予防接種、診察などへの対応、またその相談に当たり窓口となる担当者を配置して相談体制を充実させることにより、福祉村としての中心的な役割を果たしてまいります。

以上です。

○森本副委員長
保健福祉課長。

○佐藤課長

保健福祉課長、佐藤より2—3、地域福祉についてご説明申し上げますので、44ページをお開き願います。

個別の計画につきましては、全ての町民が共に支え合い、安心して生き生きと暮らせる町を基本理念としました第5期士幌町地域福祉計画をはじめとし、地域共生社会の考え方を踏まえ、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせることのできる町を目指してまいりたいと考えております。

初めに、現状でございますが、社会との交流が減り、孤独を感じる人、支援を必要とする人が誰にも相談できず、問題を抱えたままにさせることがないよう地域のつながりを強めていく必要がございます。

次に、若年の現役世代における地域活動への参加機会が少なく、高齢者中心で地域活動が行われていることから、活動の担い手が不足している状況がございます。

主な課題でございますが、何らかの福祉サービスを必要としながらも相談先が分からないケース、ダブルケアなど複合的な課題を抱えている解決の困難な事例などが新たな課題となってきております。

次に、認知症高齢者の増加により支援を受けるための契約ができないなど、生活に支障

を来す事例が増えていることも新たな課題となってきました。

45ページに移りまして、施策の主な取組内容でございますが、(1)としまして地域福祉を支える体制や環境づくり、地域福祉活動の推進では、地域福祉への理解や意識の醸成とともに誰もが多様性を認め合い、地域社会の一員として生き生きと暮らせるようノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域づくりを進めてまいります。主な取組といたしましては、既存施設などを活用した地域づくりの促進など、記載のとおりとなっております。ノーマライゼーションの理念定着やユニバーサルデザインに配慮した地域環境づくりを新たに追記したところでございます。

次に、(2)、相談支援と福祉サービスの適切な利用促進では、福祉サービスを必要としている人が適切なサービスを選択し、利用できるよう相談支援体制やサービス提供体制の充実に努めます。主な取組内容は、相談窓口の周知をはじめとし、複合的で複雑な課題を抱えた人に対し、分野を横断して総合的に支援することができる体制づくりをしてまいります。

(3)、権利擁護の推進では、判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人などに対しまして成年後見人制度の利用促進を新たに追記したところでございます。

以上で2-3、地域福祉の説明を終わります。

続きまして、2-4、高齢者福祉について説明をいたしますので、46ページをお開き願います。関連する個別の計画につきましては、健やかに、心豊かに支え合い、いきいきと生活できるまちづくりを基本理念といたしました土幌町高齢者福祉計画をはじめ、記載のとおりとなっております。

初めに、現状でございますが、本町の65歳以上の高齢化率は、令和6年度末現在35.6%で、その割合は年々高まっております。主な課題でございますが、介護が必要な状態にならないようにする、あるいは介護が必要な状態になっても重度化を防ぐようにするための介護予防が重要となってきました。また、地域で自立した生活を続けることができるように福祉村を拠点に地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となってきました。

施策と主な取組内容でございますが、(1)、介護予防の推進では介護予防事業、地域支援事業の推進に努めてまいります。

(2)、孤立防止や健康増進の推進では、健康の維持、増進につながる活動としてふれあいいきいきサロン、幅広い交流の場として共生型常設型居場所みんなのもりのくまさん、老人クラブの活動、高齢者生きがい事業団への活動支援に努めてまいります。

47ページに移りまして、(3)、介護支援体制の充実、機能の強化では、介護に関わる人材の確保に努め、主な取組内容は記載のとおりとなっております。

(4)、安心して住める施設や住宅の確保では、高齢になっても安心して住める入居施設や住宅の確保に努め、主な取組内容につきましては記載のとおりとなっております。

以上で2-4、高齢者福祉の説明を終わります。

引き続き、2-5、障がい者福祉について説明をいたしますので、48ページをお開き願います。関連する個別の計画につきましては、「完全参加と平等」誰もが安心して暮らせる町しほろを基本理念としました土幌町障がい者計画など、記載のとおりでございます。

初めに、現状でございますが、町内にはNPO法人土幌町障がい者支援の会が運営する障がい者総合支援施設があり、日中一時支援、こちらはすずらんの家、就労支援B型、共

同作業所、地域活動支援センター、ほのぼのホーム、相談支援事業所、t o i t o i、これ以外に発達相談支援センターにおいて自立した生活を支援するサービスを実施しております。福祉センター内には相談支援専門員を令和7年度より新たに配置をし、来所者の対応、訪問、事業者へのアドバイスなどを実施しております。障がい者福祉に関する諸制度は非常に複雑化しており、利用者に分かりやすい情報提供が課題となってきております。

49ページに移りまして、施策と主な取組内容でございますが、(1)として障がい者に関する情報提供、相談支援の充実では、関係機関と連携し、相談しやすい支援体制づくりに努めてまいります。

(2)、活動や就労の場の充実では、新たに地域の中で医療的ケアが必要な医療的ケア児が社会の中で活動ができるよう支援する取組を追記させていただきました。その他取組内容につきましては、記載のとおりでございます。

(3)、ノーマライゼーションの普及では、障がいのある人が健常者と同等に生活できる社会の実現に向けて、意識啓発、交流活動の推進に努めていきたいと考えております。

以上で2-5、障がい者福祉の説明を終わります。

次に、2-6、低所得者福祉について説明をいたしますので、50ページをお開き願います。個別の計画につきましては、記載のとおりでございます。

初めに、現状でございますが、本町では近年生活保護受給世帯、受給者数は横ばいで推移しております。80代の親が50代の子どもを経済的に支える必要がある8050問題など、複雑な問題が重なり合った事例が新たに生じてきており、個々の実情に応じた自立に向けた支援が課題となってきております。

施策と主な取組内容でございますが、(1)として生活保護制度を通じた支援として適切に措置をするとともに、就労、自立支援プログラムへの取組の推進をいたします。

(2)として、生活保護以外での支援、対応としまして、とから生活あんしんセンターと連携をし、就労、年金、生活の相談対応の強化を図ってまいります。

以上で2-6、低所得者福祉の説明を終わります。

続きまして、2-7、社会保障につきましても説明いたしますので、51ページをお開き願います。関連する個別の計画につきましては、記載のとおりとなっております。

初めに、現状でございますが、本町の国民健康保険税の収納率は97%から98%を維持し、滞納分は徴収月間等で取組を強化しております。共同保険者であります北海道に納付する金額を抑制するため、データヘルズ計画を含む保険者努力支援制度の取組が重要になっております。

後期高齢者医療制度では、北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となっており、本町では保険料の徴収や申請、届出の受付、窓口業務を行っているところでございます。

本町の介護給付状況につきましては、居宅サービス、地域密着サービスの被保険者1人当たりの給付費は全道や全国と比べて比較的低いですが、施設サービスの給付費は高い状況でございます。

国民年金制度では、年金機構が発行する情報紙やホームページ、定期的な広報掲載により年金制度の周知に努めているほか、年金事務所と連携し、各種相談を行っております。

健康づくりへの働きかけ、介護保険制度の安定的な運営、国民年金の未納問題などの課題が生じてきております。

52ページに移りまして、施策と主な取組内容でございますが、（１）、国民健康保険の安定的な運営では、保険税収納率の維持、向上と医療費の適正化に向けた取組を進めるなど、記載のとおりとなっております。

（２）、高齢者の医療保険の安定運営では、高齢者の医療制度の周知や啓発、保健事業と介護予防の一体的な取組を推進してまいります。

（３）、介護保険の安定運営では、介護保険事業計画に基づいた事業の推進により安定経営に努めてまいります。

（４）、国民年金制度の周知、理解促進では、国民年金への加入漏れ、未納、無年金を防止するため制度改正の内容などを周知徹底し、相談支援体制の充実に努めてまいります。

以上で２－７、社会保障の説明を終わります。

○森本副委員長

説明が終わりましたので、基本目標２、心身の健康づくりと支え合いで、安心して暮らせるまちについて質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○森本副委員長

これで基本目標２、心身の健康づくりと支え合いで、安心して暮らせるまちの質疑を終了します。

ここで11時5分まで休憩とします。

午前10時54分 休憩

午前11時06分 再開

○森本副委員長

休憩を解き委員会を再開します。

基本目標３、豊かな自然を守り、持続可能な環境へと育てるまちについて説明を求めます。地域戦略課長。

○小野寺課長

地域戦略課長、小野寺より53ページ、3－1、環境、景観について説明をいたします。

施策の背景ですが、本町の土地面積の約4分の1が林野地と豊かな自然環境であり、緑の量は横ばい傾向が保たれております。引き続き、保全対策を継続して積み上げていくことが必要であります。

自然環境保全では啓発活動が行われておりますが、引き続き生物多様性を保全し、保護と利用のバランスを図りながら、自然と共存することを求められております。

花のまちづくり事業では、フラワーマスターの育成や各地区花壇造成など助成事業を進めております。引き続き、景観に対する意識を高め、向上に向けた取組が必要であります。

公害では、家畜排せつ物の適正管理について関係機関との検討、協議が必要であり、野焼き禁止の例外規定では周知と周辺の配慮が必要であります。ヒグマ関連では、道内における人身被害が増加していく中、人里に出没しない環境づくりが必要であります。

54ページに移りまして、施策と主な取組内容につきましては、（１）、自然保護、環境共生の推進では、自然環境の保全につながる活動の支援や環境教育などを通じて意識の向上、またヒグマによる人身被害の防止のため人とヒグマの空間的すみ分けや人里に出没した際の対応方針について検討をしていきます。

（２）、臭気低減や公害の発生防止では、公害に対する住民意識の高揚を努めるとともに、調査、監視、巡視のほか、河川の汚染防止などに努めていきます。

（３）、快適な環境づくりの推進では、士幌町環境基本計画に基づき快適な環境づくりを推進するとともに、景観向上に関する取組を支援していきます。

主な取組内容につきましては、記載のとおりであります。

引き続き、３－２、ゼロカーボンについて説明をいたします。施策の背景としまして、平成19年３月、士幌町環境基本条例を制定後、士幌町環境基本計画を策定してきました。令和４年には地球温暖化対策をさらに推進すべく、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの挑戦に向けた士幌町ゼロカーボンシティ宣言を行いました。実現に向けては、士幌町地球温暖化対策推進計画に基づいた取組を行政、住民、事業者が一体となり、幅広く進めていくことが必要であり、再生可能エネルギーの導入に当たっては、無秩序な導入にならないよう配慮をすることが必要です。行政政策については、あらゆる分野において環境への配慮を取り入れた環境自治体となるため、士幌町環境マネジメントシステムを運用しており、一層の推進と理解を求めてもらうことが必要であります。

施策と主な取組内容につきましては、（１）、地球温暖化対策を進める体制づくり、意識づくりや活動の促進では、本町の地球温暖化対策推進計画などに基づいて地球温暖化対策を幅広く推進する体制づくりや意識の普及、定着に努めていきます。また、環境問題の解決に向けた住民の取組を推進することとしております。

（２）、再生可能エネルギーの利用促進では、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、エネルギーの効率的な利用に努めていきます。

主な取組内容につきましては、記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長

町民課長。

○角田課長

57ページ、３－３、ごみ、リサイクルについて町民課長、角田よりご説明申し上げます。

施策の背景であります。現在ごみの処理は北十勝２町環境衛生処理組合の施設で燃やせるごみ、燃やせないごみ等を、リサイクルセンターでは資源物、小型家電等を処理しておりますが、令和10年度より広域化への移行に伴い、北十勝２町環境衛生処理組合施設の廃止に向けて検討を進める必要があります。また、ごみの減量化、資源化を推進するため、生ごみ処理容器等の助成を行っているほか、地域、団体における資源物集団回収をいただき、協働推進事業として還元しております。次に、不法投棄防止策として、警告看板等の設置や警察と連携した巡回パトロールの強化を行っております。

58ページに移りまして、施策と主な取組内容であります。 （１）、ごみの適正な処理

では、現在のごみ処理施設も経年劣化し、補修に係る費用も増大しておりますが、適正な施設の維持管理に努めるほか、北十勝2町環境衛生処理組合最終処分場の廃止時期の検討、協議を行っていきます。

(2)、ごみの分別と減量化の推進では、ごみの分別やリサイクルを推進し、ごみ減量化に努めるとともに、ごみ収集回数の適正化やプラスチック、食品ロスの削減など環境保全に向けた住民の実践支援等を行っていきます。

(3)、不法投棄の防止では、道路脇や人目につきにくい場所にポイ捨てなど小規模な不法投棄があり、監視巡回パトロールの強化実施など不法投棄しにくい環境整備を推進していきます。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長
建設課長。

○上山課長

59ページ、3-4、公園、火葬場、墓地について建設課長、上山より説明をさせていただきます。

各施設の背景についてですが、まず公園につきましては中央公園、遊水公園、交通公園など憩いの場として住民生活に利用される公園及び地域住民やこどもの遊び場として利用される団地内公園があり、遊具利用者のマナー向上を促すとともに、施設劣化状況の把握のため定期的な点検を実施し、更新及び補修を行い、安全管理に努めなければなりません。

次に、火葬場についてでございますが、現在火葬炉2基を交互利用し、適正な管理に努めておりますが、経年劣化により施設の補修が増大しているため、保守点検、施設の改修を計画的に実施する必要となっております。

次に、墓地についてですが、町内には3か所の共同墓地があり、各未使用の区画については調査及び利用申込みのない区画について返還を求めている状況でございます。管理については、委託及びボランティアにより環境整備を実施しているところでございます。

次に、各施策と主な取組内容についてでございますが、(1)、公園の整備・維持管理につきましては、利用しやすい魅力的な公園づくり、地域住民の協力を得ながら管理をはじめ各公園の遊具及び施設の適正管理に努め、併せて利用者のマナー向上の啓蒙に努めてまいります。

(2)、火葬場、墓地の維持管理につきましては、保守点検と計画的な施設整備により火葬場の維持管理に努め、墓地については地域住民の協力を得ながら適正に管理に努めるものでございます。

各施策に対する主な取組内容につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

○森本副委員長

説明が終わりましたので、基本目標3、豊かな自然を守り、持続可能な環境へと育てるまちについて質疑に入ります。質疑ございませんか。12番、秋間委員。

○秋間委員

54ページなのですが、自然保護、環境共生の推進ということでございまして、熊対策等については明示されておりますが、今アライグマについて非常に環境的にも悪化されてきているということとアライグマによる感染症のおそれも今後出てくるというようなことも報道にもございまして、この件、アライグマ対策といたしますか、共生についてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○森本副委員長

産業振興課長。

○吉川課長

産業振興課長、吉川から回答させていただきたいと思います。

ここ数年アライグマについては爆発的に増えてきているという状況で、町といたしましても箱わなの増設をしまして、町民の皆様無料で貸出しして、回収については委託業者に委託して回収していただいているという状況ですが、今年についても既に400頭程度捕獲はしている状況でございますが、継続して今後とも捕獲を進めて、根絶できれば一番いいので、それに向けた取組を推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○森本副委員長

そのほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○森本副委員長

これで基本目標3、豊かな自然を守り、持続可能な環境へと育てるまちの質疑を終了します。

基本目標4、安全に住み続けられる生活環境があるまちについて説明を求めます。地域戦略課長。

○小野寺課長

地域戦略課長、小野寺より60ページ、4-1、土地利用、市街地についてご説明をいたします。

施策の背景ですが、本町の森林面積は5,572haと減少が続いておりますが、保全地区の指定や開発行為の事前協議など、自然の保全と開発との調和に努めているところでございます。農地については、1万5,900haと町の面積の61.3%を占めており、極めて高い農用地率となっております。市街地は、快適で秩序ある市街地空間の形成に向けて住宅団地の造成や公共施設の整備など、有効な土地利用に努めております。また、土地取引の適正化と無秩序な開発行為の防止をすることが必要であります。

施策と主な取組内容につきましては、(1)、適切な土地利用では森林の持つ多面的機能に配慮しつつ、適正な土地利用、自然環境の保全に努めるとともに、農地の効率的な利

用、維持、継承に努めていきます。

(2)、市街地の土地利用では、商工業の振興や地域の活性化につなげることを踏まえ、市街地における有効な土地利用に努めます。

主な取組内容につきましては、記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長

建設課長。

○上山課長

61ページ、4-2、住宅、宅地について建設課長、上山より説明させていただきます。

まず、冒頭には関連する個別計画を記載してございます。

施策の背景についてですが、宅地については個人住宅建設は微増にとどまっておりますが、民間アパート等の建設により世帯数は増加しております。また、民間賃貸アパートの建設により単身者を中心として多くの定住につながっている状況にあり、今後も若者の移住、中期的な定住促進に向けた低家賃住宅の整備を促進することが必要となっております。

次に、分譲団地につきましては、造成済みの団地分譲を実施しており、引き続き造成済宅地の販売促進が必要であります。

公営住宅につきましては、士幌町住生活基本計画及び士幌町公営住宅長寿命化計画に基づき建て替え及び既存公営住宅の修繕、管理運用を実施してございます。多様な住宅ニーズを把握し、定住促進に向け公営住宅の整備を進めることが必要となっております。

勤労青少年アパートにつきましては、現状の施設を維持しつつ、低料金で食事つきなどの特徴を生かした運営をしていくことが必要であります。

空き家対策につきましては、状況の悪い物件に対し、所有者に除却や適切な管理を呼びかけておりますが、空き家は増加の傾向にあるため適正な管理、利活用、除却を促進する必要があります。

次に、62ページに移りまして、それぞれの施策と主な取組内容についてでございますが、宅地の整備については造成済みの団地の販売とともに新たな宅地の造成、分譲を行います。

住宅の整備促進については、民間賃貸住宅の入居状況や住宅ニーズを踏まえ、民間による住宅整備を促進するとともに、計画的に公営住宅の管理及び建て替えを進めてまいります。

空き家につきましては、有効活用、適正な管理や利活用、除却を促進してまいります。

各施策に対する主な取組内容につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

引き続き、63ページをお開きください。4-3、道路についてですが、冒頭に関連する個別計画を記載してございます。

施策の背景についてですが、まず国道241号については、地域内の幹線道路として地域住民の暮らし及び物流や交流人口の移動を支える重要な路線であります。冬季の視程障害と吹きだまりによる幅員減少など安全と円滑な通行に支障が生じておりますので、その対策を要望していくことが必要でございます。

道道については、主要道道の本別士幌線ほか8路線は全線舗装済みではございますが、

歩道の未整備区間の歩道設置及び補助幹線路線として2次改築の整備を要望していくことが必要となっております。

町道につきましては、改良及び新設について緊急度の高いものから補助事業を積極的に導入しながら整備し、市街地の道路については簡易舗装が多いため冬期間の凍上による損傷が著しく、財政状況を踏まえた整備を進めていくことが必要でございます。

次に、農道については、基幹的路線についてはほぼ整備が完了してございますが、支線的路線については順次整備を進めております。農作業等の機械の大型化や多様化に対応した整備が必要となっております。

林道整備につきましては、森林の施業計画を見据えた整備計画が必要となっております。

道路の維持管理及び老朽化につきましては、沿道の雑草や支障枝木の処理、公道への土砂の落下などが道路環境の悪化、交通障害につながっているため適切な管理が必要であり、道路の劣化に対しては修繕対応が追いついていない状況でございます。

64ページに移りまして、各施策と主な取組内容についてですが、(1)、国道、道道の整備促進については、安全に利用するために必要な整備を関係機関に要請してまいります。

(2)、町道、農道の整備につきましては、利用状況を踏まえた整備を進めるとともに適切な維持補修を行い、冬期間の安全に利用できる道路環境づくりに努めてまいります。

(3)、林道の整備では、森林の効果的な適正な管理運営を実施するために必要な林道の整備を進めてまいります。

(4)、道路環境の維持、向上として、除草、植栽木の適切な管理に努め、効率的な維持管理業務体系に努めてまいります。

各施策に対する主な取組内容につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

引き続き、65ページに移りまして、4-4、水道、下水道、浄化槽についてですが、冒頭に関連する個別計画を記載させていただいております。

施策の背景についてであります。水道事業については3つの簡易水道で運営を実施しており、まず土幌町簡易水道については令和2年度までに2水源系で供給していた水源を1水源に統合し、それに伴う管路更新を一部実施いたしました。市街地の管路については、布設後40年以上経過しており、耐震化を図りながらの基幹管路の更新が必要となっております。

続いて、朝陽地区簡易水道については、朝陽地区水源系及び新田地区水源系の2水源系で管理運営してございますが、そのうち朝陽地区の水源系につきましては整備後30年以上経過しており、施設の老朽化及び水量不足が生じております。また、この朝陽系の水源については、広域水道施設として関係4町村への水道供給を実施していることから、連帯して管理運営をしていくことが必要となっております。

次に、新田地区簡易水道については、設備関係が耐用年数を迎え始めていることから、設備の更新及び修繕を行う必要がございます。

次に、下水道事業についてですが、集合処理として土幌市街部については公共下水道事業、中土幌市街部については農業集落事業によりそれぞれ整備され、土幌終末処理場については令和2年度までに全面改築により新築となりましたが、中土幌集落排水処理場については使用設備において耐用年数を超える機器等が増えているため、施設を長期にわたり

適正かつ合理的に管理する必要があるとございます。

次に、市街地以外の農村地区では、個別浄化槽整備により生活排水処理となっており、こちらの浄化槽については住宅の新築を機に単独浄化槽から合併浄化槽への移行が進んでいる状況でございます。しかしながら、保守点検が行われていない状況も一部見受けられることから、設置者の義務としての水質等の検査を受けるような適正な管理指導を行う必要があるとございます。

次に、66ページに移りまして、水道、下水、浄化槽、それぞれの施策と主な取組内容についてですが、（１）、水道の整備では老朽化施設等の更新及び耐震化について計画的に進めてまいります。

（２）、下水道の整備は、保守点検、改築、更新、修繕を計画的に推進し、効率的な整備管理に努めます。

（３）、農業集落排水の推進としては、持続可能な整備の在り方の検討をしつつ、施設の更新及び修繕を進めてまいります。

（４）、上下水道事業の経営といたしましては、使用料の見直しを定期的に検討し、料金の適正化を図り、持続可能な事業経営に努めてまいります。

（５）、浄化槽の設置促進、し尿処理の推進につきましては、合併処理浄化槽の促進並びに適正管理指導に努め、し尿及び浄化槽汚泥処理の適切な処理を促進いたします。

各施策の主な取組内容につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

○森本副委員長
地域戦略課長。

○小野寺課長

地域戦略課長、小野寺より67ページ、4―5、公共交通についてご説明をいたします。

施策の背景ですが、民間乗合バスにつきましては、利用者が減少しておりますが、地域生活交通路線維持補助金に基づき運行費の補助を行い、公共交通の確保を図っております。また、交通弱者対策としまして、平成27年より土幌町市街地を巡回しているコミュニティバスの運行、農村部に居住する運転免許を保有しない高齢者や市街地で免許返納者等を対象にハイヤーチケット助成の実施をしておりますが、さらなる交通手段の確保が必要であるため、デマンド交通の検討をしていきます。

施策と主な取組内容につきましては、（１）、路線バスの維持、利用促進では、引き続き沿線自治体や民間事業者と連携を図り、路線バスの確保に努めていきます。

（２）、交通弱者に対する移動支援では、現在実施しているコミュニティバスの運行、ハイヤーチケット助成のほか、デマンド交通の導入などにより移動支援に努めていきます。

主な取組内容につきましては、記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長
消防課長。

○仙石課長

消防課長、仙石より4—6、消防、救急についてご説明させていただきます。

68ページを御覧ください。施策の背景では、町内の消防機関である土幌消防署により広域消防として近隣署と連携しながら各種災害に対応しております。無線指令は、帯広市にある高機能指令センターにおいて管理、統括されております。庁舎、設備等の更新については、庁舎は築後43年以上経過していることから、改修や車両整備等の更新等を計画的に進めていく必要があります。

消防水利については、とちかち広域消防局の消防施設設備整備計画で水利更新計画の目安が示されており、防火水槽が50年、消火栓が40年とされている中、更新期間を迎えている水利があります。老朽化した防火水槽は、耐震性がないため更新などにより消防力の基準の充足率87.5%を維持しつつ適正配置に努めております。

救急件数については増加傾向にあり、救命率向上のため処置範囲拡大に基づき救急救命士の育成に努めておりますが、研修などで長時間署を開けることがあり、人員不足が課題となっております。救命率向上については、救命講習を開催し、バイスタンダーを養成しております。普及啓発活動を通じて関係機関、住民と連携した体制づくりが必要であります。

災害対応については、資機材の充実や救助方法の統一化、資質向上に努めてまいります。多種多様な災害に対応するため、講習や資機材導入などの体制強化が必要であります。

火災予防については、防火対象物、危険物施設などの立入検査の査察のほか、単身者世帯、一般家庭、パーク敷料庫などの査察、防火対象物の設備の適正管理指導や避難訓練指導を実施しております。住宅用火災警報器については、避難訓練などで必要性を説明しており、結果未設置住宅が減少しておりますが、設置率の維持や管理に努めていく必要があります。

消防団については、出動、査察、訓練、講習などの活動を実施しております。年々団員数が減少している中、高齢化や出動率の低下など多くの課題があります。新たな団員確保が最重要課題となっております。幅広い層の入団促進するために団員の意識、制度の変革を行って、行政と地域住民、事業所が一体となり、地域防災力の中核となる魅力ある消防団となる必要があります。

69ページを御覧ください。施策と主な取組については、(1)は消防体制の充実、広域化による効率化では、災害時に対応できる消防体制の整備、とちかち広域として制度の統一や業務の効率化を進めてまいります。本町の災害拠点である消防庁舎をはじめ、水利施設等関係する設備整備更新を計画的に進めてまいります。

(2)は、地域防災力の充実強化では防災の中核を担う消防団充実強化のため、魅力ある消防団づくりを進めてまいります。

(3)は、救急体制の充実では多様化する現場に対応できるよう体制の充実強化や救急講習の開催による救命率向上に努めてまいります。

(4)は、災害対応力の強化では現場で対応できるよう訓練を行い、資機材の更新を行いながら災害対応の向上に努めてまいります。

(5)は、住民の火災予防の意識高揚を図るとともに、住宅用火災警報器の普及促進に

努めてまいります。

主な取組については、それぞれ記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長

総務課長。

○西野課長

総務課長、西野よりご説明申し上げます。

70ページの4―7、防災、治山治水の施策の背景でございますが、災害につきましては能登半島地震など大規模な地震が全国各地で発生している状況から、本町におきましても地震に対する備え、防災体制の強化を継続的に図る必要があります、さらに地球温暖化の影響による異常気象、台風や線状降水帯発生に伴う集中豪雨など、従来からの予想を超えた災害への対応が重要となっており、多様な災害に対応する体制の強化、自主防災組織づくり、住民の防災、減災意識の向上など継続した取組が必要となっております。また、山地河川につきましては、国や道に対しては今後とも必要な整備を要請し、町管理の普通河川については異常気象などへの対応、対策、治山では土石流などの災害の危険性の高い山地の機能強化が必要となっております。

71ページに移りまして、施策と主な取組内容としましては、(1)の防災体制の強化では、地域防災計画の見直しや防災備蓄品の計画的な整備などに取り組みながら、関係機関との連携や情報共有を進め、減災、防災に向けた体制の強化に努めてまいります。

(2)の住民の防災・減災に対する意識の向上、活動の促進では、防災ガイドブックの見直し、自主防災組織の設置促進など、引き続き防災意識の向上や情報提供、知識の普及などに努めてまいります。

(3)の治山池水の推進では、防災、減災の観点から必要な河川改修、整備に努めるとともに、森林の保全、管理に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長

町民課長。

○角田課長

72ページ、4―8、交通安全、防犯について町民課長、角田よりご説明申し上げます。

施策の背景でございますが、各地区の要望や交通安全巡回、交通事故などの状況を踏まえ、止まれ等の規制に関する標識は帯広警察署を通じて公安委員会に要請し、案内や警戒に関する標識は道路管理者に設置の要請を行っているところであります。また、住民や交通安全関係団体と警察署等の協力を得まして、各種交通安全運動を年間を通じて行っております。

次に、防犯活動としましては、生活安全推進協議会、警察と連携し、防犯パトロールや定期的に住宅及び車等の施錠、防犯診断などの活動を行っております。また、こどもを狙

った犯罪防止のため、教育関係機関と連携し、こども110番の家を指定しております。

73ページに移りまして、施策と主な取組内容であります。 (1)、交通安全の推進では、道内の死亡事故のうち65歳以上の方の割合が58%あり、高齢者が当事者となる事故が増えています。交通事故の状況は、買物時や散歩中など比較的自宅から近い場所が多く、高齢者の交通安全対策を推進していきます。

(2)の防犯の推進ですが、地域住民が主体的に防犯活動を起こすような活動を推進していくことが必要あります。広報などを通じ、独居高齢者や高齢者世帯の方々に防犯意識の啓発に努めたいと思っております。また、今後もこどもを狙った犯罪防止のため、こども110番の家の指定箇所を周知するとともに、指定箇所の拡充を推進していきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長

説明が終わりましたので、基本目標4、安全に住み続けられる生活環境があるまちについて質疑に入ります。ございませんか。

(なしの声あり)

○森本副委員長

これで基本目標4、安全に住み続けられる生活環境があるまちの質疑を終了します。

基本目標5、働く場があり、活力やにぎわいが感じられるまちについて説明を求めます。産業振興課長。

○吉川課長

74ページ、5-1、農林業について産業振興課長、吉川よりご説明いたします。

関連します個別計画は、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想ほか表に記載のとおりでございます。

施策の背景ですが、食料・農業・農村基本法の改正により、食料安全保障が基本理念として位置づけられ、農業の持続的な発展や環境に配慮したシステムの確立等が掲げられるとともに、北海道が主要穀物の主産地と初めて明記されたところであり、食料供給地域としての役割はますます大きくなってきております。環境と調和した生産活動を行うため、家畜の排せつ物の適正処理や農業用廃プラスチックのリサイクルの推進、安全、安心な農畜産物を消費者に提供するための取組の継続実施、土地基盤整備の積極的な推進や風害対策、家畜衛生対策や重要病害虫への対策を継続するとともに、近年ではガガイモなどの強害雑草への対応も必要となってきた状況でございます。

担い手の育成、確保については、令和7年度からしほろ農業塾を開講したところですが、農業従事者の高齢化や労働力不足に対し、コントラクターなどの経営支援組織への支援と併せ、スマート農業の積極的な推進による経営の維持、拡大が必要となってきました。

森林関係では、森林所有者及び林業従事者の高齢化や林業環境の厳しさという課題に対し、所有者の負担軽減につながる取組が求められております。低コストで効率的な森林整備を進め、水源涵養等の様々な公益的機能を発揮させるため森林経営計画の着実な実行と木材の付加価値向上、地域材の利用促進が必要となってきました。

施策と主な取組内容についてですが、75ページの下段の（１）、環境負荷低減に向けた取組の推進から77ページの（８）、森林の利用促進まで8施策の構成となっております。主な取組内容としましては、第6期計画の内容を継続実施するとともに、新たな取組として75ページ下段のヒグマなどの鳥獣対策、76ページ下段にスマート農業の推進を追記しております。

次に、78ページ、5－2、商工業ですが、本町の商業の状況は、商店数、従業員数とも増加傾向にあるものの、地元の購買力が流出しているため顧客サービス向上やイベント開催を通じて流入購買力の拡大が求められています。商店街再開発のために各種事業の推進のほか、ポイントカードやプレミアム商品券の発行による商店街の活性化、また商業後継者の育成や空き店舗の活用も重要となっております。

工業は、農畜産物を扱う食品加工工場や中小規模企業が存在し、特に農畜産物関連が大半を占めておりますが、既存企業の強化と経営安定化が必要となっております。

施策と主な取組内容については、（１）、魅力ある商店街づくりと（２）、既存の商工業者の経営安定の2施策の構成となっており、取組内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、79ページ、5－3、産業創出ですが、十勝地域産業活性化ネットワーク会議では、企業立地や産業振興に必要な知識を学び、地域経済の活性化を目指しており、しほろキッチンでは食品加工技術の研修や町民の集いの場、小中学生の食育、地域イベントを通じての地域の担い手を育成し、外部機関との連携強化、地場製品の加工品開発や6次産業化を推進する取組が求められております。

施策と主な取組内容につきましては、（１）、事業所や企業の誘致、開業・起業の支援と（２）、特産品の開発、6次産業化の支援の2施策の構成となっており、取組内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、80ページ、5－4、観光ですが、士幌町は豊かな自然や美しい景観が観光資源となっており、士幌高原ヌブカの里やリニューアルオープンしたしほろ温泉プラザ緑風、道の駅ピア21しほろなどの観光拠点がありますが、施設の老朽化への対応が求められております。また、観光情報は、観光協会や道の駅などから発信されておりますが、士幌の自然、食、農業体験を通じた観光振興が必要で、さらに北十勝4町での広域観光事業も重要となっております。

施策と主な取組内容につきましては、（１）、観光資源の保全、発掘、活用と（２）、観光情報の発信、（３）、観光を推進する体制の充実の3施策の構成となっており、取組内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、81ページ、5－5、勤労者福祉、消費者保護ですが、酪農、畜産における労働力不足が深刻であり、農業パートや食品加工工場の労働力確保が急務となっている中で、新しい産業開発による雇用機会の充実と多様化を促進する必要があります。悪質商法による高齢者への被害の増加や成年年齢の引下げによる消費者トラブルのリスクも高まっており、啓発活動や相談支援の充実が必要となっている状況でございます。

施策と主な取組内容につきましては、82ページの（１）、雇用の安定と（２）、勤労者福祉の充実、（３）、消費者保護、消費者教育の推進の3施策の構成となっており、取組内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長

説明が終わりましたので、基本目標5、働く場があり、活力やにぎわいが感じられるまちについて質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○森本副委員長

これで基本目標5、働く場があり、活力やにぎわいが感じられるまちの質疑を終了します。

ここで13時まで休憩といたします。

午前 11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○森本副委員長

休憩を解き委員会を再開します。

基本目標6、持続可能なまちづくりに向けて、みんなで考え、行動するまちについて説明を求めます。地域戦略課長。

○小野寺課長

地域戦略課長、小野寺より83ページ、6-1、コミュニティ、協働のまちづくりの説明をいたします。

施策の背景ですが、町内には70の駐在区がありますが、規模の格差を小さくするため望ましい駐在区規模について検討を進めていくことが必要であります。また、公民館活動については、公民館まつりや地域運動会を開催している先進的な公民館もあります。住民と行政による協働のまちづくりを進めるため、町ではまちづくり協働推進事業やパートナーシップ推進交付金事業、また一般的な公民館等の活動のほか、花のまちづくりや地域のふれあい活動など地域住民の積極的な地域活動やまちづくり活動を支援しております。一方で地域活動に参加しない住民も増えており、大きな課題となっているところであります。まちづくりの担い手として、各団体のリーダーやコーディネーターする人材の育成が必要であります。

84ページに移りまして、施策と主な取組内容につきましては、(1)、コミュニティ活動や協働のまちづくりの支援では、地域住民の理解を深めながら、望ましい駐在区規模について検討を進めるとともに、協働のまちづくりを進める事業を通じて地域課題の解決や地域活性化に向けた住民の自主的な取組を促進します。また、公民館や町内会への加入促進をします。

(2)、まちづくりの担い手の育成では、地域おこし協力隊、まちづくりリーダーの発掘と養成、まちづくり活動の中心となるグループの育成に努めます。

主な取組内容につきましては、記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長
総務課長。

○西野課長

総務課長、西野よりご説明申し上げます。

85ページの6-2、男女共同参画の施策の背景でございますが、男女が互いに尊重し合い、個性と能力を發揮できる社会を目指し、本町では男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画基本計画に基づき意識の醸成や家庭や仕事、地域などにおける男女共同参画の取組を進めております。一方で家庭や職場、地域において男女間の不平等を感じている状況は続いていることから、住民や事業者などとも協力し合い、男女共同参画の各種施策のほか、仕事と家事、育児、介護の両立支援の促進などに取り組むことが必要となっております。また、多様な視点を反映させる観点からも、あらゆる分野の意思決定に女性の参画拡大は極めて重要であり、引き続き審議会委員等への助成の登用を推進していくことが必要となっております。

下段の施策と主な取組内容としましては、(1)の男女共同参画を進める意識づくりでは、理解醸成を促す情報発信や男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進などにより男女共同参画を妨げる偏見、固定概念といった意識の解消、お互いの人権を尊重する意識づくりにも努めてまいります。

(2)の誰もが活躍できる男女共同参画の推進では、地域における男女共同参画を推進するとともに、政策の立案、決定に関わる各種審議会、委員会等の女性の登用率については、引き続き30%への到達を目指してまいります。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長
地域戦略課長。

○小野寺課長

地域戦略課長、小野寺より86ページ、6-3、交流、関係人口、移住定住について説明をいたします。

施策の背景ですが、ふるさと会は現在札幌士幌会のみとなっております、希望者への広報の配付をはじめ、総会などを通じて交流を深めておりますが、会員の高齢化が進行しており、今後の交流の内容について検討が必要となっております。美濃市と平成6年に姉妹都市の締結を行い、こどもの相互訪問や幅広い交流を展開、平成25年には災害時相互救援協定を締結、令和6年は姉妹都市提携30周年を迎えたところであります。関係人口については、人口減少、高齢化により地域づくりの担い手不足が全国の自治体で課題となっている中、関係人口の拡大により地域外の人材が地域づくりに関わるが増えており、本町においても関係人口の拡大を目指していくことが必要であります。

また、ふるさと納税は、町外に在住する個人の方からの寄附に対して感謝特典を送付し、特産品PRや関係人口の拡大に努めておりますが、引き続き本町の独自の販売戦略やシテ

イープロモーションを行いながら、特産品PRと関係人口の拡大、寄附確保に向けた施策を検討していく必要があります。

移住定住では、下居辺地区にある移住体験住宅オリベ、農園付き住宅を活用して、移住を検討している人の受入れを実施しております。

87ページに移りまして、施策と主な取組内容につきましては、(1)、町外との交流の推進では、姉妹都市である美濃市をはじめとする土幌町とゆかりのある自治体や団体との交流を促進し、交流人口の拡大につなげるよう努めます。

(2)、関係人口の拡大では、様々な形で土幌町と関わりを持つ人たちを増やし、それらの人たちが関係人口となっていくよう促進します。

(3)、移住定住の促進では、土幌町の魅力を積極的に伝え、移住を呼びかけるとともに、交流人口や関係人口である人たちを対象に移住を促進し、また移住者が安心して住み続けられるよう包括的な支援に努めます。

主な取組内容につきましては、記載のとおりであります。

引き続き、88ページ、6-4、広報、広聴、情報通信の説明をいたします。施策の背景ですが、広報活動については広報しほろを毎月1回発行しているほか、お知らせ版の役場だよりを毎月1回発行、そのほか町のホームページやライン、フェイスブック、インスタグラムなどを通じて情報発信、情報交流を行っております。広聴活動については、春と秋に町づくり懇談会を開催し、各地区の意見、要望などを取り入れているほか、各組織などと町長のしほろみらいトークの開催、ユートピアメールの活用により広く住民の声を反映させる機会づくりに努めているところでありますが、町づくり懇談会は参加者の固定化、参加人数の減少などの課題も見られ、実施方法について検討が必要であるほか、住民が参加しやすい広聴手段を多様な視点から検討することが必要であります。

高速通信回線については、町内ほぼ全域に光回線が整備されましたが、情報収集を円滑に図るための公共施設へのWi-Fi整備をさらに進めることが必要であります。また、情報通信技術を活用してもらうため、住民を対象としたパソコン教室やスマホ教室を実施するとともに、必要知識や技術を普及することが必要であります。

89ページに移りまして、施策と主な取組内容につきましては、(1)、広報の充実、まちの情報提供では、住民の意見を聞きながら見やすい、読みやすい、分かりやすい広報紙作りに努めるとともに、インターネット上で広報の充実、土幌町のまちづくりに関する情報提供に努めます。

(2)、広聴の充実では、広聴手段について周知するとともに、インターネット等を活用した意見収集を行い、住民の要望、意見、提案の把握に努め、適切な対応につなげます。

(3)、情報通信を利用できる環境整備では、インターネットを通じた情報発信、情報通信がより行いやすくなるよう環境整備に努めるとともに、多くの住民がネットを通じて情報を得られるよう必要な知識の普及に努めます。

主な取組内容につきましては、記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長
総務課長。

○西野課長

総務課長、西野よりご説明申し上げます。

90ページの6-5、行政運営の施策の背景でございますが、町民に分かりやすい事務分掌の整理と事務の効率化を図ることを目的に令和5年度からスタッフ制を導入したほか、行政改革推進大綱、推進計画に基づき事務事業の見直しを行いながら、効率的な行財政運営を目指しております。また、個人情報の取扱いについては、法律に基づく全国的な共通ルールにより運用し、情報の取扱いに留意しながら情報公開を進めていくことが必要となっております。

91ページに移りまして、施策と主な取組内容としましては、(1)の行政運営の推進体制の充実では、住民サービスのニーズ変化や権限移譲に応じた事務分掌の見直しやスタッフ制の運用などにより効率的かつ機能的な組織機構の構築を随時行ってまいります。また、研修機会の充実等による職員個々の能力向上とともに、デジタル化の推進による事務の効率化も図りながら、限られた人数で効果を発揮しやすい組織体制づくりを進めてまいります。

(2)の窓口対応、住民サービスの向上では、マイナンバーカードやスマートフォンの利用など、デジタルを活用した窓口における事務手続の簡略化、迅速化を図るとともに、多様なニーズに対応できる窓口対応力、窓口サービスの向上に努めてまいります。

(3)の情報公開の推進では、情報公開制度に基づき個人情報の保護に十分留意しながら、適切な運用を図ってまいります。

続きまして、92ページの6-6、財政運営の施策の背景でございますが、地方財政を取り巻く情勢が一層厳しさを増す中、施策展開を支える財源確保に努めながら、中長期的な視点に立った効率的かつ計画的な財政運営が重要になっております。歳出では、各種大型事業により町債の償還額が増え、人件費や物件費、維持補修費などの増加もありますが、子育て支援、デジタル化などといった行政課題への対応も必要であり、各種事業の適正な選択、経常経費の縮減、公債費負担の適正化などにより、引き続き健全な財政運営に努めることが必要となっております。歳入では、町税など経常的収入に大きな伸びが見込めない中、歳入の約4割を占める地方交付税は、人口減少に伴う交付額への影響も懸念されるところであります。

93ページに移りまして、施策と主な取組内容としましては、(1)の財政運営の健全化では、行政改革推進大綱等に基づく各種事業の適正な選択、経常経費の縮減、各種基金の効果的な運用、公債費負担の計画的な軽減など、引き続き中長期的な視点に立った効率的かつ計画的な財政運営に努めてまいります。

(2)の財源の確保、税への理解促進と納税の推進では、税の必要性の周知や租税教育の推進、滞納整理機構の積極活用、納付利便性の向上などに取り組み、税率の向上、税負担の公平性確保に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長

地域戦略課長。

○小野寺課長

地域戦略課長、小野寺より94ページ、6―7、広域行政、多様な連携の説明をいたします。

施策の背景ですが、十勝総合振興局管内にある19市町村では平成元年に十勝圏複合事務組合を設立し、地域振興や税の滞納整理など広域によって進められております。消防は、十勝管内の消防署を一元化した全国最大級のとかち広域消防事務組合で運用、またごみ処理及び資源リサイクル事業を北十勝2町で、介護保険の認定審査、障がい支援区分の認定審査会を北十勝4町で実施しております。このように広域で行うことが効率的、効果的な事業について関連自治体との連携を深め、業務を推進していくことが必要であります。また、帯広市を中心とした定住自立圏形成協定による圏域のための必要な生活機能の確保を実施しております。広域的な連携によって効率化、効果が期待できるテーマについては、十勝管内に限らず、より広い視点で取組を検討していくことが必要であります。

施策と主な取組内容につきましては、(1)、十勝管内での連携による広域行政の推進では、十勝管内において広域行政を積極的に推進し、行政サービスの効率化を図るとともに、各自治体の共通課題やテーマを複数の自治体や団体と連携して推進します。

(2)、多様な連携による広域行政の推進では、十勝管内にかかわらず共通の課題やテーマに対して地域、団体と連携、協力をして取組を進めます。

主な取組内容につきましては、記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○森本副委員長

説明が終わりましたので、基本目標6、持続可能なまちづくりに向けて、みんなで考え、行動するまちについて質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○森本副委員長

これで基本目標6、持続可能なまちづくりに向けて、みんなで考え、行動するまちの質疑を終了します。

以上で士幌町第7期町づくり総合計画の策定について全ての説明が終わりました。

ここで総合計画全般を通じて質疑を行います。ございませんか。9番、伊藤委員。

○伊藤委員

では、全体のことでちょっと確認だけさせてください。本計画は、非常に多岐にわたって精力的に計画をされているなど思っております。それで、この12ページなのですが、住民アンケートで将来も士幌町に住み続けたいかという設問に対して、10代、50代が非常に低いわけです。この部分についての分析ができていますのか聞かせていただければと思いますし、そのことについての総合計画でどのような対策を重点的に計画したのか、もしあればお聞きしたいと思います。

○森本副委員長

地域戦略課長。

○小野寺課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

アンケートにつきましては、記載のとおり、10代、20代、50代については特に下がっております。全体的な傾向として、今回取ったアンケートにつきましては全ての年代においても下がっているという状況になってございます。中学生のアンケートも取ったわけですが、やはり土幌町に住みたい、住み続けたい、または一度出ても戻ってきたいという希望が6割以上ある状況にありますので、今の社会情勢的に特にこのような傾向が10代、20代、50代に出ているのかもしれませんが、それは、1つは不安感なのかなと思っております。このように人口減少がどんどん進んでいく中で、少ないながらもこの自治体を継続するためのサービスなり、地域住民が生きがいを持って住み続けるためには、人口が減ったとしても同じようなサービスを充実していけるような取組を今後考えていきたいというふうな形で、継続的な事業も含め、歳入は減っていく傾向にあります。引き続きサービスを継続できるように、また新たな時代背景に合ったサービスが取り組めるように検討していく考えで今回の町づくり総合計画をまとめたところであります。

そのような形で、答えになっているか分かりませんが、いずれにしても全ての年代において減少傾向にはありますが、そのような形で今回の計画をつくらせていただいたところであります。

以上であります。

○森本副委員長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○森本副委員長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なしの声あり)

○森本副委員長

討論なしと認め、これから採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○森本副委員長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本会議から付託された土幌町第7期町づくり総合計画の策定についての審査を終了します。審査の結果、付託を受けた議件について可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たって、委員各位、町理事者並びに職員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

これで土幌町第7期町づくり総合計画審査特別委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(閉会 午後 1時22分)